

## 処 分 基 準

令和4年1月31日作成

法 令 名	: 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
根 拠 条 項	: 第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第75条の2第1項
処 分 の 概 要	: 自動車の使用制限命令
原件者（委任先）	: 岐阜県公安委員会
法 令 の 定 め	: 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令第4条の規定により読み替えて適用される道路交通法施行令第26条の7（自動車の使用の制限の基準）
処 分 基 準	: 使用制限の期間の基本量定については、違反行為関係累計点数、前歴の回数及び車種に応じ、別添に定める期間を超えない範囲内で行うものとする。
問 い 合 わ せ 先	: 岐阜県警察本部交通部交通企画課
備 考	:

前 歴	累積点数	2点又は 3点	4点又は 5点	6点又は 8点	9点以上
	車種				
な し	大 型 車 等			30日	45日
	普 通 車			20日	30日
	二 輪 車 等			10日	15日
一 回	大 型 車 等		30日	45日	60日
	普 通 車		20日	30日	40日
	二 輪 車 等		10日	15日	20日
二 回	大 型 車 等	30日	45日	60日	75日
	普 通 車	20日	30日	40日	50日
	二 輪 車 等	10日	15日	20日	25日
三 回 以 上	大 型 車 等	45日	60日	75日	90日
	普 通 車	30日	40日	50日	60日
	二 輪 車 等	15日	20日	25日	30日

注：1 「大型車等」とは、大型自動車、大型特殊自動車又は重被けん引車をいう。

注：2 「普通車」とは、普通自動車をいう。

注：3 「二輪車等」とは、大型自動二輪車、普通自動二輪車又は小型特殊自動車をいう。